

京都市動物による迷惑の防止に関する条例（仮称）の制定に関する本市の考え方

1 条例に野良猫への給餌（餌やり）についての規定を置く趣旨について

本市では、これまでから、「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」を目指し、人が動物を通じて他人に迷惑をかけることのない、人と動物のよりよい関係づくりや人にも動物にも心地よいまちづくりに取り組んできました。

また、こうした思いを広く市民の皆様と共有するため、昨年12月12日には、「京都動物愛護憲章」を京都府との共同により制定したところです。

この「京都動物愛護憲章」にも、「周りに迷惑がかかるような動物への餌やりは行いません」や「地域の人々で協力して、人と猫が共生できる「まちねこ活動」に取り組みます。」が取組例として掲げられています。

野良猫に対する無責任な餌やり（給餌）には、野良猫による人の生命、身体、財産等の侵害や、ふん尿等による周辺的生活環境の悪化の問題があり、とりわけふん尿被害の相談は、毎年数百件にもものぼります。また、周辺住民とのトラブルも生じ、結果、被害者は、野良猫を疎ましく思うようになるなど、動物愛護精神の醸成の観点からも好ましくない状態を生み出します。

すべての人に動物愛護の精神について理解を得ていくためには、まず、動物と関わる者の行動に高いモラルと責任を求め、全ての人にとって「人にも動物にも心地よいまち」をつくっていくことが必要です。

このため、本市では、他人に迷惑をかけないという理念を広く御理解いただくための憲章に加えて、法規範である条例により無責任な餌やりを抑止するとともに、野良猫に対する給餌が一定のルールの下、責任をもって適切に行われるようにしようとしています。

条例の制定に当たっては、こうした趣旨が明確になるよう、工夫をまいります。

また、本市では、本条例の趣旨や給餌の際のルールを広く市民にお知らせし、野良猫をなくす取組に市民の皆さんの理解を求めてまいります。加えて、これにより、適切な給餌を行っている方が、誤解により活動を妨げられたりすることのないよう、努めてまいります。

2 野良猫への給餌（餌やり）のルールについて

野良猫への給餌（餌やり）に当たっては、道路上に餌をばらまいたり、置き餌をするなど、周辺的生活環境に支障が生じるような給餌は、認められるものではありません。

一方、野良猫は、周辺一帯を自由に移動しており、給餌者の意思に関係なく、習性にしたがって、排泄や繁殖、器物損壊につながる行動をとってしまいます。ふん尿被害をはじめとする野良猫による迷惑事象に困っておられる方も多いことを踏まえ、野良猫への給餌は、こうした迷惑事象の解決にもつながるような方法で行われることが望ましいと考えています。

このため、野良猫を地域の皆様の理解の下、適切に管理する本市の「まちねこ活動支援事業」と同様に、周辺環境に悪影響を及ぼすことなく、適切な給餌を行っている独自の活動についても配慮し、その妨げにならないようなルールとすることも必要です。

今後、環境省の「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」等を参考に、周辺住民の理解も得られるような内容としてまいります。

3 本市における野良猫の対策について

「京都動物愛護憲章」には、「わたくしたちは、動物を思いやりましょう。」とする項目の取組例において、「殺処分される犬や猫がいなくなることを目指す。」ことを掲げています。

一方、本市では、平成25年度において、1,134頭の猫を収容し、うち938頭をやむなく殺処分していますが、そのほとんどは、所有者不明の生まれて間もない子猫です。

動物の愛護及び管理に関する法律においては、餌や水の乏しい場所、寒暖や風雨等の厳しい気象条件や、交通事故、野生生物による捕食のおそれがある場所等に猫を隔離することは遺棄に当たると考えられていますが、所有者不明の生まれて間もない子猫を含め、野良猫は、元からこうした場所で生きて行くことを余儀なくされています。

さらに、野良猫は、周辺一帯を自由に移動し、習性に従って、排泄や、繁殖、器物損壊などにつながる行動をとるため、様々な迷惑事象を発生させます。

このように、野良猫を「野良猫」のままとしておくことは、動物愛護の観点からだけでなく、人に対する迷惑防止の観点からも望ましいことではなく、「野良猫」をなくしていく必要があると考え、本市では総合的な取組を進めています。

安易な遺棄等により飼い猫を野良猫にさせないため、飼い主に対する終生飼養の啓発や無秩序な繁殖を抑止するための避妊去勢手術費用の助成、ペットショップに対する規制や指導などを行っています。

また、現にいる野良猫を適正に管理するための取組として、「まちねこ活動支援事業」を推進しています。

さらに、本年4月開設の京都動物愛護センターにおいては、新たに「子猫の一時預かり在宅ボランティア」制度を導入するとともに、府下市内を一体とする広域的な譲渡事業を展開する予定です。

今回の条例案においても、野良猫への餌やりの問題ばかりではなく、猫の適正飼養の徹底や飼い主の責任意識の向上を図るため、マイクロチップなどによる所有者明示や屋内飼養を努力義務化するとともに、多頭飼育の届出制度を設けるなど、これまで十分に対応できていなかった課題について、積極的に取組を進めていくこととしています。

本市においては、「京都動物愛護憲章」及び本条例の制定により、野良猫問題の解決をはじめとして、人と動物の共生できるうるおいのあるまちづくりを一層進めていきたいと考えていますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。